

# 伊 勢 市 公 報

第 318 号  
平成 31 年 2 月 5 日  
火 曜 日

## 目 次

	頁
<b>規 則</b>	
○ 伊勢市事務分掌規則の一部を改正する規則	2
○ 伊勢市母子保健法細則の一部を改正する規則	4
<b>上下水道事業管理規程</b>	
○ 伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程	10
<b>告 示</b>	
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	12
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	13
<b>公 告</b>	
○ 都市公園の供用開始について	14

伊勢市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 31 年 1 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第 5 号

伊勢市事務分掌規則の一部を改正する規則

伊勢市事務分掌規則（平成 19 年伊勢市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の表健康福祉部の部医療保険課の款国民健康保険給付係の項中第 13 号を第 14 号とし、第 12 号の次に次の 1 号を加える。

（13） 年金生活者支援給付金に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 31 年 1 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第 6 号

伊勢市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

伊勢市母子保健法施行細則（平成 25 年伊勢市規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表備考 8 中「平成 25 年度」を「平成 30 年度」に改め、「、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和 51 年 4 月 16 日厚生省発児第 59 号の 2 厚生事務次官通知）第 4 保育所徴収金（保育料）基準額表備考 3（3）に準じて」を削る。

別表備考に次のように加える。

9 次の各号のいずれかに該当する者については、地方税法第 292 条第 1 項第 11 号に規定する寡婦又は同項第 12 号に規定する寡夫（以下「寡婦等」という。）とみなし、その者の前年の所得（同法第 313 条第 1 項に規定する所得の合計額をいう。以下同じ。）（1 月から 6 月までの間の利用においては、前々年の所得とする。以下同じ。）が同法第 295 条の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取り扱う。

(1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法第 86 条第 1 項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。））を有するもの（次号に掲げる者を除く。）

(2) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族である子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有し、かつ、前年の所得が 500 万円以下であるもの

- (3) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有し、かつ、前年の所得が 500 万円以下であるもの

10 備考 9 の規定により寡婦等とみなされた者であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者（以下「課税対象寡婦等」という。）の備考 1 における所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

- (1) 備考 9 第 1 号又は第 3 号に該当する場合 26 万円  
(2) 備考 9 第 2 号に該当する場合 30 万円

11 課税対象寡婦等の備考 2 における所得税の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

- (1) 備考 9 第 1 号又は第 3 号に該当する場合 27 万円  
(2) 備考 9 第 2 号に該当する場合 35 万円

様式第 2 号を次のように改める。

(表面)

様式第2号 (第3条関係)

養育医療給付申請書						
対象児	フリガナ 氏名		性別		生年 月日	年 月 日
	個人番号					
	居住地	伊勢市				
	現在地					
保護者	氏名		対象児との 続柄		職業	
	個人番号					
	居住地					
被保険者証の 記号及び番号			保険者の名称			
			保険者番号			
希望する指定 養育医療機関の 名称及び所在地						
備考						
養育医療意見書及び世帯調書を添えて上記のとおり養育医療給付を申請します。						
年 月 日						
申請者 住所						
氏名 <span style="float: right;">㊟</span>						
対象児との続柄						
電話番号 (携帯等)						
(宛先) 伊勢市長						

※ 養育医療給付事業の利用に当たり、当該事業の費用負担の算定に関して、寡婦又は寡夫のみなし適用を受けたい場合は、裏面を記入してください。

(裏面)

私は、養育医療給付事業の利用に当たり、当該事業の費用負担の算定に関して、寡婦又は寡夫のみなし適用を受けたいので次のとおり申告します。

1 適用の理由（該当する番号に○をしてください。）

- (1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有するもの（次号に掲げる者を除く。）
- (2) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族である子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有し、かつ、前年の所得が 500 万円以下であるもの
- (3) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有し、かつ、前年の所得が 500 万円以下であるもの

注1 「前年の所得」とは、地方税法第 313 条第 1 項に規定する所得（総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額）の合計額となります。また、本事業の利用日が 1 月から 6 月までの場合は、前々年の所得となります。

注2 「基礎控除額」とは、所得税法第 86 条第 1 項の規定により控除される額（38 万円）となります。

注3 寡婦又は寡夫のみなし適用を受けた方で、本事業利用後において、養育医療の給付申請内容に虚偽があった場合は、当該適用を取り消し、当該申請に基づき適用された利用料の減額分について全額返還いただくこととなります。

2 添付書類

- (1) 保護者及び子の戸籍全部事項証明書
- (2) その他市長が必要と認めるもの（ )



## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定（備考8の規定を除く。）は、平成30年7月1日から適用する。

伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のよ

うに定める。

平成31年 1 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市上下水道事業管理規程第1号

伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程

伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程（平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「若しくは」を「又は」に、「納入通知書を送付する」を「納入通知書（納入通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。）を送付し、又は送信する」に改め、同項ただし書を削り、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、指定代理納付者に納付させる場合は、指定代理納付者に対し、納入通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を送信することにより、納入義務者に対して納入の通知をしたものとみなす。

第18条に次のただし書を加える。

ただし、事務の性質上領収書を発行し難いときは、領収書の交付を省略することができる。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

伊勢市告示第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、  
上地町東組から次のとおり変更の届出があったので、同条第10項の規定に  
より告示します。

平成31年1月22日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	中 川 栄 市
	伊勢市上地町 1420 番地
変更後	佐 波 正 秀
	伊勢市上地町 1414 番地

伊勢市告示第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、東大淀町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示します。

平成31年1月25日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 南 紀 次

伊勢市東大淀町 227 番地

変更後 澤 村 薫

伊勢市東大淀町 45 番地 1

伊勢市公告第 5 号

都市公園の供用開始について

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定により、次のように都市公園の供用を開始します。

平成 31 年 1 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

名 称	位 置	区 域 (㎡)
田尻第 2 公園	伊勢市田尻町 1640 番 14	121

供用開始の期日 平成 31 年 1 月 28 日

供用開始の都市公園を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 公告の日から 2 週間